

令和4年8月30日に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定に準じ、足利市新クリーンセンター整備・運営事業（以下「本事業」という。）の実施方針を公表し、令和4年10月24日に同法第5条第4項において準用する同条第3項の規定に準じ、本事業の実施方針の変更を公表した。

今般、同法第7条の規定に準じ、本事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定に準じ、客観的評価の結果をここに公表する。

令和4年12月16日

足利市長 早川 尚秀

足 利 市
新クリーンセンター整備・運営事業
特定事業の選定について

令和4年12月

足 利 市

足利市新クリーンセンター整備・運営事業

特定事業の選定について

目 次

第1章 事業概要.....	1
1 事業の目的.....	1
2 事業の内容.....	1
3 事業方式.....	1
4 事業期間.....	2
5 施設の概要及び規模	2
第2章 市が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価.....	4
1 評価方法.....	4
2 市の財政負担見込額による定量的評価	4
3 DBO方式で実施することの定性的評価	5
4 民間事業者に移転するリスクの評価	5
5 総合的評価.....	6

第1章 事業概要

1 事業の目的

足利市（以下「市」という。）では、足利市南部クリーンセンターにおいて、市内から排出されるごみの中間処理を行っているが、既存施設の老朽化により、足利市新クリーンセンターを整備するための計画を進めている。足利市新クリーンセンターは、足利市南部クリーンセンター隣接地において、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード施設を含む）、管理・環境啓発施設、余熱体験施設等を整備する計画である。

本事業は、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等を活用することにより、事業費の縮減、多様化する時代のニーズに対応するとともに、周辺環境に調和し、地域に親しまれ、住民から信頼されるごみ処理施設の整備・運営事業を実施することを目的とする。

2 事業の内容

足利市新クリーンセンター整備・運営事業（以下「本事業」という。）は、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード施設を含む）、管理・環境啓発施設（以下、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード施設を含む）、管理・環境啓発施設をあわせて「一般廃棄物処理施設」という。）及び余熱体験施設を設計・建設し、運営するものである。

本事業で整備する施設は、一般廃棄物処理施設と余熱体験施設のほか、計量棟、駐車場、付帯施設（構内道路、門扉、植栽、その他関連する施設や設備）（以下、これらを総称して「本施設」という。）である。

施設名称	施設規模・施設構成
エネルギー回収型廃棄物処理施設	152t/日（76t/24h×2 炉）以上
マテリアルリサイクル推進施設	28.5t/日（28.5t/5h）以上
ストックヤード	91.6 t（保管量）以上
管理・環境啓発施設	管理棟、環境啓発施設（研修室、展示スペース等）
余熱体験施設	入浴施設、健康温浴施設（温水プール）、トレーニング室等

3 事業方式

本事業は、DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

市は本施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達する。なお、本施設は、市が所有する。また、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金等の対象事業として実施する予定である。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により、本事業の一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社。以下「運営事業者」という。）を選定事業者（以下「事業者」という。）として、本施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る本事業を一括して行うものとする。

なお、余熱体験施設の設計・建設業務は、一般廃棄物処理施設とあわせて実施するが、運営・維持管理業務については、一般廃棄物処理施設の運営・維持管理を行う特別目的会社とは別の余熱体験施設の運営・維持管理を行う事業者が実施することを基本とする。

また、足利市南部クリーンセンターの解体跡地の整備については、広場や緑地等としての利用を計画しており、その設計についても事業者が行うこととし、本市が整備した後の広場等の運営・維持管理については、余熱体験施設運営事業者が行うこととする。

市は本施設を 30 年以上にわたって使用する予定であり、事業者は 30 年以上の使用を前提として本業務を行うこととする。

4 事業期間

事業期間は、特定事業契約締結日から令和 30 年 3 月 31 日までの期間であり、設計・建設期間及び運営・維持管理期間から構成される。

- (1) 設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで。
- (2) 運営・維持管理期間：令和 10 年 4 月 1 日から令和 30 年 3 月 31 日まで。

5 施設の概要及び規模

施設の立地条件等は以下のとおりである。

(1) 事業用地

① 所在地	足利市野田町地内
② 敷地面積（事業用地面積）	約 6.0ha（建設地 約 45,500m ² ）
③ 都市計画事項	
ア 都市計画区域	都市計画区域内
イ 区域区分	市街化調整区域
ウ 用途地域	指定なし
エ その他の都市施設	「ごみ焼却場」として都市計画決定済。
オ 防火地区	該当なし
カ 高度地区	該当なし
キ 建ぺい率	60%以内
ク 容積率	200%以内
ケ 河川保全区域	敷地北側は渡良瀬川沿川で 20m 区間が河川保全区域。
コ 日影規制	5h-3h/4m（河川区域の水面緩和が適用）
サ 緑化面積率	工場立地法に基づく緑地面積率 20%以上、緑地を含む環境施設面積率 25%以上(解体跡地を含んで達成すればよい)
シ 下水道計画区域	区域外
ス 森林法	該当なし
セ その他	電波法第 102 条の 2 の規定に基づく「伝搬障害防止区域」に該当しない。 敷地北側は渡良瀬川沿川で 20m 区間が河川保全区域。 特別高圧線による上空の規制は東京電力ネットワーク（株）との協議による。 なお、事業者側が河川保全区域において盛土を行う場合は、河川法第 55 条の許可が必要で、道路側溝への排水の接続は市の道路管理者の許可などが必要となる。

(2) 対象施設の概要

① 新設する施設

項	目	概 要
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	施設規模	152t/日（76t/24h×2 炉）以上
	形式	ストーカ式焼却炉
	余熱利用計画	廃熱ボイラ設備による発電、場内利用及び園芸施設、余熱体験施設への熱供給
マテリアルリサイクル 推進施設	施設規模	28.5t/日（28.5t/5h）以上
	形式	破碎、選別、圧縮、梱包、保管等
ストックヤード	施設規模	91.6 t（保管量）以上
管理・環境啓発施設	施設構成	管理棟、環境啓発施設（研修室、展示スペース等）
余熱体験施設	施設構成	入浴施設、健康温浴施設（温水プール）、トレーニング室等

第2章 市が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価

1 評価方法

(1) 市は、市が直接、本事業を実施する場合と比較して、事業期間を通して市の財政負担の縮減を期待できること及び公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次により評価を行った。

- ① 市の財政負担見込額による定量的評価
- ② DBO方式として実施することの定性的評価
- ③ 事業者に移転するリスクの評価
- ④ 上記による総合的評価

(2) 市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2 市の財政負担見込額による定量的評価

(1) 市の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を市が直接実施する場合及びDBO方式で実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

項目	市が直接実施する場合	DBO方式で実施する場合
財政負担見込額の主な内訳	①設計・建設費 ②運営・維持管理費 ③起債金利 ④施工監理費 ⑤発注支援費用 ⑥売電収入 ⑦余熱体験施設利用料収入	①設計・建設費 ②運営・維持管理費 ③起債金利 ④施工監理費 ⑤SPC開業費 ⑥SPC経費 ⑦公租公課 ⑧アドバイザー費用 ⑨モニタリング費用 ⑩売電収入 ⑪余熱体験施設利用料収入
共通の条件	① 事業期間：24年3カ月（本施設の設計・建設期間4年3ヶ月間、 本施設の運営・維持管理期間20年間） ② 年間計画処理量 ^{※1} ：エネルギー回収型廃棄物処理施設 40,885t/年 マテリアルリサイクル推進施設 5,272t/年 ストックヤード 2,814t/年 ③ 割引率：0.26%/年	
資金調達に関する事項	本施設の設計・建設：「循環型社会形成推進交付金」交付要綱に基づき設定	同左
施設整備に関する事項	民間企業に対する見積徴収の結果を精査して設定した建設費	同左
維持管理に関する事項	民間企業に対する見積徴収の結果を精査して設定した維持管理費	同左

※1 ここで示す年間計画処理量は、各施設とも計画目標年次令和10年度のごみ量である。

(2) 市の財政負担見込額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりである。ここでは、市が直接実施する場合の財政負担見込額を100とし、指標により比較を行った。

	財政負担の比較
市が直接実施する場合	100
DBO方式で実施する場合	89.3

3 DBO方式で実施することの定性的評価

本事業をDBO方式で実施する場合、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等の活用による定性的評価としては、次の効果が見込まれる。

(1) 効率的かつ良質な運営・維持管理の実施

本施設の設計・建設及び運営・維持管理の各業務を一括して性能発注することにより、運営・維持管理の方針と整合した施設の設計・建設を行うことができ、事業期間にわたり、効率的かつ効果的に本事業が実施されることが期待できる。特に、運営・維持管理業務については、施設の設計に運営者の意見が反映されることにより、効率的かつ良質な運転管理、点検補修等の運営・維持管理の実施が可能になると考える。

(2) 運営を長期間包括的に発注することによる効率化

これまで単年度の委託契約により行ってきた運営・維持管理業務を、民間事業者に長期的かつ包括的に委託することにより、民間事業者は複数年度にわたる業務改善効果を考慮して業務を遂行することが可能になると考える。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、市と民間事業者が適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクに対し、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になると考える。民間事業者に移転するリスクの評価については、「4 民間事業者に移転するリスクの評価」に示す。

4 民間事業者に移転するリスクの評価

DBO方式で実施する場合は、市が直接実施する場合に市が負担するリスクの一部を民間事業者に移転して実施する。

DBO方式で実施する場合に民間事業者が負担するリスクは、民間事業者が市よりも効果的かつ効率的に管理可能であり、民間事業者が有するノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できると考える。

主に、以下に示すリスクについては、事業者のリスク管理能力を活かすことができ、サービスの質の向上を図ることができると考える。

(1) 設計・建設段階におけるリスク

- ① 測量・地質調査に関するリスク
- ② 施設の設計・建設に関するリスク

(2) 運営・維持管理段階におけるリスク

- ① 要求性能の未達に関するリスク

- ② 施設の損傷に関するリスク
- ③ 運営コスト増大に関するリスク
- ④ 周辺環境等の保全に関するリスク

5 総合的評価

本事業は、DBO方式にて実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担見込額について、10.7%の縮減を期待することができる。

また、設計・建設及び運営・維持管理業務を一括して発注することにより、運営・維持管理の方針と整合した施設の設計・建設を行うことができ、効率的かつ良質な運転管理、点検補修等の運営・維持管理の実施が可能になることから、公共サービス水準の向上を図ることができるとともに、適切なリスク管理やリスク発生時の迅速な対応が可能になる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定に準じ、特定事業として選定する。

担	当	課	:	足利市 総合政策部 公共施設整備課			
			:	〒326-8601 足利市本城3丁目2145			
T	E	L	:	0284 (20) 2267			
F	A	X	:	0284 (21) 1384			
電	子	メ	ール	:	shisetsu@city.ashikaga.lg.jp		
ホ	ー	ム	ペ	ー	ジ	:	https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/shin-cc.html

以 上